

障 福 第 3 3 5 号  
令和 7 年 5 月 1 3 日

障害福祉サービス等事業者 様

習志野市長 宮 本 泰 介  
(公印省略)

令和 7 年度習志野市障害福祉サービス事業者支援金の御案内について

平素より本市福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このたび、エネルギー価格や食料品価格の高騰の影響を受けた障害福祉サービス事業者に対して支援金を交付いたします。

対象となる障害福祉サービス事業者に送付しておりますので、別添の申請書にて手続きくださいますようお願いいたします。御不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

記

1. 申請書類 令和 7 年度習志野市障害福祉サービス事業者支援金交付申請書  
添付書類 ・ 金融機関の口座通帳の写し又はこれに準ずるもの  
・ 事業所名、所在地、サービス種別が確認できるもの
2. 申請方法 郵送または障がい福祉課窓口へ提出
3. 提出期限 令和 7 年 6 月 3 0 日 (月) (郵送の場合、締切日必着)
4. 対 象 裏面を御確認ください。
5. 支援金額 1 事業所あたり 通所系 3 万円  
訪問系 1 万円  
※支援金の交付は 1 回限りです  
※同一建物内において、同一の事業者が対象となるサービスを複数提供している場合は、1 事業所のみが対象になります。
6. 手続きの流れ  
交付申請書提出→書類審査→交付可否決定通知書の送付→支援金の支払

問い合わせ

習志野市役所 障がい福祉課  
〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1  
TEL047-451-1151(内線 215)  
Email syogaifu@city.narashino.lg.jp  
担当 竹口・落合

## ●交付対象

- (1) 令和7年4月1日現在において、本市において事業所を適正に運営していること。
- (2) 令和7年4月1日以後、継続して本市において前号の事業所を適正に運営しており、かつ、当該事業所を廃止する意思がないこと。
- (3) 次の障害福祉サービスを実施する事業所
  - ・通所系 就労定着支援、日中一時支援、地域活動支援センター
  - ・訪問系 重度障害者等包括支援、居宅訪問型児童発達支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、保育所等訪問支援、移動支援事業、訪問入浴サービス

## ただし、次の場合は対象外

- (1) 同一建物内において、千葉県が実施する予定の令和7年度社会福祉施設物価高騰対策支援事業（障害分）に基づく支援金の対象となる障害福祉サービスを実施する事業所
- (2) 習志野市介護サービス事業者支援金交付要領（令和7年4月16日制定）に基づく支援金を受けた者又は受けようとする者
- (3) 令和元年4月1日以降に、習志野市地域生活支援事業者の登録に関する規則（平成18年規則第59号）第8条第3項に基づき、登録の取消しを受けた者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

参考：千葉県が実施する予定の令和7年度社会福祉施設物価高騰対策支援事業（障害分）に基づく支援金の対象となる障害福祉サービス

障害者支援施設、障害児入所施設、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所  
共同生活援助、短期入所施設

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス  
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護